

—令和2年度—

事業計画

社会福祉法人福角会

多機能型事業所くるみ園

(児童発達支援センターくるみ園)

(保育所等訪問支援事業くるみ園)

(放課後等デイサービス事業みらい)

令和2年度 事業計画

多機能型事業所くるみ園
(児童発達支援センター・保育所等訪問支援事業所)

1 基本理念

「発達支援」とは、「障害の軽減・改善」という医学モデルにとどまらず、地域・家庭での育ちや暮らしを支援する生活モデルへの支援を重要な視点としてもつ概念である。障害が確定した子どもへの「(運動機能や検査上の知的能力の向上などの) 障害改善への努力」だけでなく、障害が確定しない段階の子どもも対象として、発達の基盤となる家族への支援や保育所等の地域機関への支援も視野に入る広い概念であり、「障害のある子ども（またはその可能性のある子ども）が地域で育つ時に生じる様々な課題を解決していく努力のすべてで、子どもの自尊心や主体性を育てながら発達上の課題を達成させ、その結果として、成人期に豊かで充実した自分自身のための人生を送ることができる人の育成（狭義の発達支援）、障害のある子どもの育児や発達の基盤である家庭生活への支援（家族支援）、地域での健やかな育ちと成人期の豊かな生活を保障できる地域の変革（地域支援）を包含した概念」と定義される。

2 発達支援の方針

発達支援の目標は、単に運動機能や検査上に表される知的能力の向上にとどまらず、「育つまでの自信や意欲」、「発話だけに限定されないコミュニケーション能力の向上」、「将来的な地域生活を念頭に入れた生活技術の向上」、「自己決定、自己選択」なども視野に入る。言い換えれば「障害のある子どもと家族のエンパワメント」を中心とする。

3 施設基本方針

くるみ園は、地域の中核的な児童発達支援センターとして、個別・集団活動及び相談を通じ、発達支援の連続性、継続性が重要である事を重視し、関係者の理解を得ながら子どもの生きぬく力を支援する。併せて、保育所等訪問支援事業を展開し、個別支援計画を柱に集団生活に適応する力を育てる。また、地域の関係機関や子育てに不安を抱える児童と家庭のための相談を通じて、療育等支援事業（外来・巡回・施設支援）に取り組む。これらの事業を通して地域の子どもたちの福祉の増進に寄与する。

（1）発達支援

- ① 相談支援事業所と情報の共有を図りながら保護者と共に個別支援計画を作成し実行する。
そして、定期的なモニタリング（年2回）を行いながら1年間支援を提供し、終結時には保護者や関係機関への説明責任を果たす。
- ② 物や人との関係性を重視し、遊べる子どもの育成に努める。
- ③ 子どもの発達特性に配慮しながらも、子どもの育ちの根源は周囲の大（親・支援者）との愛着形成にあることを重視し、見通しを持って活動するための一つの方法として、各々の子どもの状態にあったコミュニケーション手段の獲得を目指す。
- ④ 子どもの育つ環境や困り感の強いケースの事例検討を重ね改善につなげていく。その際、必要に応じ関係機関や保護者の参加を求めそれぞれの役割を明確にし改善を図る。

（2）家庭支援

- ① 父親参観日、療育グループ参観日、クラス参観日などの機会に、父親の参加を呼びかける。
父親の子育てへの参加のきっかけとなるよう配慮して実施する。
- ② 子どもの育つ各々の家庭環境に十分配慮し、「子どもの最善の利益の保証」に着眼し、保護者が育児の主体者としての自信や喜びが実感でき、親子の愛着形成が基盤となるよう側面的に支援する。
- ③ 育児上の困り感は子ども自身の困り感であることへの共通認識のもと家庭の育児力が向上するよう、様々な機会をとらえ支援する。

(3) 地域支援並びに機関連携

保育所等訪問支援や障害児等療育支援事業を実施しながら、児童発達支援センターとしての役割でもある地域の中核的な機能を果たすべく、障害を抱える子どもたちが、地域の中で皆と共に育つ環境を目指す為に、子ども達が所属する機関への支援を行う。

また、障害のある子どもの健やかな育成の為に、子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図る努力をする。

(4) 障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を子育て支援において推進するための後方支援としての専門的役割

障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を進めるため、障害のない子どもを含めた集団の中での育ちができるだけ保障する視点が求められる。このため、専門的な知識・技術に基づく障害のある子どもに対する支援を、一般的な子育て支援をバックアップする後方支援として位置づけ、療育等支援事業や保育所等訪問支援を積極的に活用し、子育て支援における育ちの場において、障害のある子どもの支援に協力できるような体制作りを進めていく努力をする。

令和2年度 重点支援項目

1 コンプライアンス（法令遵守）

多機能型事業所として運営する中で、職員の働き方の格差が生じないよう留意し、働き甲斐と生きがいを感じられる職場環境づくりを行いたい。また、利用児はもちろんのこと、保護者の思いや期待を裏切らない発達支援を提供し、広く地域から信頼される多機能型事業所を目指す。

2 「子どもの最善の利益」の追求

子どもの育つ環境や制度、各種福祉サービスの充実により、地域の子育て環境は大きく変わってきた。児童発達支援を提供する事業所として、「チャイルドファースト」を重視し、子どもの時期にしか経験できない子どもらしい活動や遊び、成功体験を積み重ね、子どもの発達保障に努めたい。また、昨今この時期の保護者への育児支援は非常に重要であることから、家族力の低下が囁かれている。職員は、保護者への相談援助技術を身に付け、家庭でも安定した生活が送れるよう、家庭生活の様子にも着眼した支援を実施する。

3 人権への配慮

我々福祉従事者は、障害を抱える人たちのアドボケーターの役割を担っているという責任を改めて認識しながら、彼らの生きる権利を保障していきたい。また、法人が発行している「不適切な支援にならないための事例集」を活用し、子どもの権利擁護に努め、不適切な対応を減らす努力をする。

4 児童発達支援ガイドラインに基づいた事業の実施

平成30年度から児童発達支援ガイドラインの事業所及び利用者評価を公開している。これまでの評価を真摯に受け止めながら、今年度も児童発達支援ガイドラインを遵守した事業展開を実施する。

5 愛媛県福祉サービス第三者評価を主審して（地域連携の強化と人材育成）

改善事項として、子どもや保護者を取り巻く環境・時代の変化を踏まえた障がい児療育や、地域との連携を拡げるなど、さらなる体制づくりを期待したい。また、様々な関係機関等との連携を通して、障がい児のみならず子育て支援全般に関する取り組みを期待したい。との改善点から、今年度は地域における子育て支援の充実の為に、昨年度に引き続き人材育成を狙いとした発達支援セミナーを開催する。また、愛媛県知的障害者福祉協会主催の幼児療育研修会を当番施設とし

て実施し、職員の発達支援力の向上を図りながら、県下の各関係施設の方々と研鑽に努めたい。そして、全国児童発達支援協議会主催の中四国・九州ブロック職員研修を松山市で開催し、障がい児通所支援の現状を学びながら、地域連携をテーマとした研修会をくるみ園が主体となり、実施する。

6 多機能型事業所としての役割を發揮する

名実ともに多機能型事業所のもつ各機能を活かし、柔軟な連携のもと「子どもの育ち」を支えていく発達支援力の向上を図る。また、令和3年度の児童発達支援事業所「あんよ」の開設を目指し、乳幼児期から学童期を支える多機能型事業所の設立を目指します。

令和2年度 年間行事計画

多機能型事業所くるみ園

月	園 行 事	園 外 行 事	定 例 行 事
4	入園式 親子通園 クラス懇談会 家庭訪問 健康診断 個別支援計画懇談会 個別支援計画作成会議		◎ 週間行事 衛生検査(月) 水泳(隔週火) 発達相談(随時) 研究日(水・金) 合同保育(火・木) 設定保育(木)
5	親子遠足 合同小運動会 こどもの日 父母の会講座「支援計画」 母の日 発達検査 (津守・稻毛式乳幼児発達検査) 年長児K式検査 試食会 参観日	父母の会学校見学(5月~6月) 介護等体験(5月~随時)	◎ 月行事 園外活動 誕生会 避難訓練 身体測定 合同遊戯 母子プレー おもちゃづくり 職員会 給食保健委員会 大掃除 安全総点検 調理担当者検便
6	父の日 自由参観週間(グループ活動) グループ活動参観日 救命救急講座 歯科検診	瀬戸内を囲む児童通園施設職員研修会(瀬戸内セミナー)	◎ その他 地域自立支援協議会 子ども支援部会 子ども支援小部会 津守検査…前期年1回実施 新版K式発達検査 就学児…前期前半 後期後半 新入園児…前期 継続児…前期から中期 他必要時、随時全員行う。
7	プール開き 七夕 ちびっこ夜市 個別支援計画懇談会 夏期日課	福角保育園夕涼み会 堀江保育園夕涼み会 市教育相談(7. 9. 10月)	
8	クラス懇談会 個別支援計画見直し	中四国地区児童通園施設主任職員研修会	
9	健康診断	発達障害児保育セミナー	
10	運動会 交通安全教室	福角会祭	
11	参観日 自由参観週間(グループ活動) 七五三 交通安全教室 マラソン大会 県福祉協会児童療育研修会	親子のつどい 全国児童発達支援協議会 中四国・九州ブロック研修	
12	総合防災訓練 クリスマス・おゆうぎ会 クラス懇談会	児童療育研修会	
1	健康診断 自由参観週間(グループ活動)		
2	節分まめまき もちつき 個別支援計画懇談会 年長児 新版K式検査	特別支援学級連合発表会 入学説明会 体験入学	
3	ひなまつり 個別支援計画作成会議 クラス懇談会 卒園式	幼保小連絡協議会	

心理判定(津守・稻毛式乳幼児発達検査)は、発達相談時にも実施する。

—令和2年度—
放課後等デイサービス事業 みらい事業計画

1. 基本方針

利用者のニーズに応じた個別支援計画を作成し、その計画に基づきながら在宅の利用者が住み慣れた地域での生活が送れるように、療育・運動・学習・音楽・各種体験活動・排泄・食事等の支援を行う。

年齢や障がい特性に応じて、生活支援および日中活動支援を積極的に行うと共に、家族等の身体的・精神的な負担を軽減するために、総合的なニーズを確認していきながら計画的にサービスを提供する。

2. 事業所の重点目標

- ①障害者虐待防止法及び障害者差別解消法に基づき、利用者一人一人に寄り添った支援を行うと共に、より安心できる環境作りを提案していく。
- ②身体拘束廃止のための指針に基づき、定期的な職員研修、身体拘束廃止委員会の実施等を通じて利用者一人一人が安心し過ごすことのできる環境作りを行っていく。
- ③現状の地域資源の状況を踏まえつつ、相談支援専門員と連携し利用者・家族のニーズに即した利用環境を提案していく。
- ④利用者のライフステージに応じた活動を提案すると共に、卒業後の生活をイメージできるよう情報提供や見学・相談を適宜実施していくと共に、家族を対象とした研修会を開催、地域に公開する。
- ⑤家族参加型イベントや総合科学博物館来訪イベント等家族と一緒に行う活動を提案し家族支援を含めた総合的な観点から支援を行う。
- ⑥社会福祉士等の実習、ボランティアの受け入れを通じ、次代の福祉を担う人材育成を行うと共に、開かれた施設作りを目指していく。
- ⑦ホームページを刷新し、事業所の内容のみならず研修会の内容、実習・ボランティア等の受け入れ方法等を公開していくことで、地域に向けての情報発信を広げていく。
- ⑧他事業所と連携しつつ、卒業後の生活を見据えた作業体験やソーシャルスキルの獲得を目指していく
- ⑨連携事業所と協力し総合科学博物館のイベント等を誘致しつつ、事業所のもつ資源を地域に開放していく。
- ⑩児童発達支援事業の開始に向け、立ち上げ委員会を設置する。

3. 事業の一日の流れ 【放課後等デイサービス事業】

① 平日（放課後）			
時間帯	内 容	時間帯	内 容
13:00	事業所出発～しげのぶ特別支援学校～ みなら特別支援学校	13:30	事業所出発（堀江小学校・粟井小学校・和気 小学校 北条小学校 愛大附属特別支援学 校）
14:25	しげのぶ小学部終業	14:30	事業所到着
14:35	みなら小学部終業（学内待機）		
15:15	しげのぶ中・高等部終業		
15:25	みなら中・高等部終業 (送迎車で下校)		おやつ 各種活動
16:15	事業所到着 おやつ・各種活動		
17:30	事業所出発	17:30	事業所出発
18:00		18:00	

② 土日・祝日・長期休暇時	
時間帯	内 容
8:00	事業所出発
10:00	事業所到着 各種活動
12:00	昼食・休憩 各種活動
15:00	おやつ
16:00	事業所出発
18:00	事業所到着

4. 支援の具体的な内容

(1) 各種活動

- ① 遊びを通した療育活動.
 - ・ブロック等を使った創造力の育成
 - ・バランスボードやトランポリン、ムーブメント運動を使った感覚統合
- ② 運動活動
 - ・散歩やプール【夏期のみ】を使った健康支援
- ③ 学習活動
 - ・持参の学習教材・数字や言葉等、生活の中で使うことのできる力の育成
 - ・パソコンを用いたソーシャルスキルトレーニングの実践
- ④ 音楽活動
 - ・ミュージックケア、リトミック活動を通しリズム力の育成及び情緒面のケア
- ⑤ 創作活動
 - ・陶芸等制作活動 うちわ等季節の品物の作成 書道体験等個別の制作活動
- ⑥ 各種体験活動
 - ・おやつ作り 買い物体験 釣り堀、ピザ作り体験 昼食体験等
- ⑦ 機能訓練.
 - ・専門職による各種機能訓練 月4回 第1 第3木曜日 第2 第4火曜日

(2) 生活支援

- ① 健康管理
 - ・利用時の検温、体調不良時の家族、医療機関等の連携等健康面の支援
- ② 食事支援
 - ・食事の際のマナー等の支援
- ③ 排泄支援
 - ・トイレの誘導等の支援

(3) 相談等

- ・日常生活の中での助言、相談
- ・相談支援専門員との連携、他の福祉サービスの情報提供・サービスの斡旋や利用方法の助言
- ・保育所と連携しての就学相談や学校と連携しての個別支援計画の作成

(4) 送迎サービス

【平日】 みなら特別支援学校 しげのぶ特別支援学校 愛媛大学附属特別支援学校
堀江小学校 粟井小学校 和気小学校 北条小学校（その他の学校は要相談）

【休日】 各家庭

(5) その他

- ① ホームページ・ブログ等を通じ、活動内容・予約状況等についての発信を行う
- ② イベントを通じて地域貢献の機会を設け、家族と協働した活動の提案や福祉施設の持つ資源を地域に還元していく
- ③ 家族参加型のイベント等を通じ、利用者を支える家族に対する相談・支援を行い、在宅の利用者・家

- 族のもつニーズの掘り起こし、あるいはサービスに対しての疑問等の解消に努めていく
④ 卒業後の生活がイメージできるよう、グループホームの見学や作業体験を計画的に実施していく

5. 関係機関との連携

事業の実施にあたっては、下記の機関と連携を密にし、利用者の適切な支援とサービスの提供に努める。

- ① 当該市町及び児童相談所、学校等
- ② その他の放課後等デイサービス事業所や福祉サービス事業所、相談支援事業所等
- ③ 併設の児童発達支援センター及び保育所等訪問、又法人内他事業所

6. 緊急時の対応および安全管理

サービス提供時の利用者の安全・病状の変化・事故等については下記のとおり、適切な対応に努める。

- ① 家族への連絡等の措置
- ② 主治医やかかりつけ医療機関への連絡を行う等の措置
- ③ 救急医療機関への搬送等の措置
- ④ 事業所の管理者への連絡等の措置

令和2年度 みらい 年間行事予定（案）

月	行 事	研修会等
4	外出体験（4/19） 避難訓練（4/23）	
5	外出体験（5/16） 避難訓練（5/28） 来訪イベント	・㊂普通救命講習会（5/20）
6	外出体験（6/13） 避難訓練（6/18）	・㊂普通救命講習会 小児対象（6/2） ・㊂新任研修Ⅲ兼中堅研修Ⅰ（6/26）
7	避難訓練（7/17） 外出体験（7/25）	・㊂中堅研修Ⅱ兼幹部研修Ⅰ（7/20）
8	外出体験（8/10） 避難訓練（8/20）	・㊂全階層研修Ⅰ（8/18）
9	家族参加型イベントバーベキュー（9/5） 避難訓練（9/24）	・㊂中堅研修Ⅲ（9/15）
10	外出体験（10/4） 避難訓練（10/22） 来訪イベント	・福角会祭（10/18）
11	外出体験（11/7） 避難訓練（11/20）	・㊂幹部研修Ⅱ（11/26）
12	家族参加型イベント餅つき（12/5） 外出体験（12/12） 総合防災訓練（12/16）	・㊂全階層研修Ⅱ（12/17）
1	外出体験（1/10） 避難訓練（1/20）	・㊂一般事業主行動計画（1/27）
2	外出体験（2/6） 避難訓練（2/19）	・㊂幹部研修Ⅲ（2/18）
3	外出体験（3/6） 避難訓練（3/18）	・次年度事業説明会（3/14）
その他	個別支援計画説明（随時）	
会・部 委員	月例	職員会（出張報告会含む）・企画委員会

	随時	個別サービス調整会議 危機管理委員会・リスクマネジメント委員会・人権委員会・コンプライアンス委員会・各種担当者会
--	----	---

「苦情申出窓口」の設置について

社会福祉法第82条の規程により、当施設では利用者又扶養義務者及び家族の皆様方からの苦情に適切に対応する体制を整えております。

尚、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び、第三者委員は下記のとおりです。

担当名	担当者名	役職	現住所	電話番号
苦情解決責任者	芳野 道子	管理 者	松山市福角町甲 1285 番地 1	089-995-8527 mirai@hukuzumikai.com
苦情受付担当者	江戸 卓郎	児童発達支援 管理責任者	松山市福角町甲 1285 番地 1	089-979-5026 t-edo@hukuzumikai.com
第三者委員	小林 保一	福角会監事	松山市吉藤2-17-46	089-922-5265
	八木 孝教	福角会評議員選任・解任委員	松山市堀江町甲1378番地5	089-979-0405

1. 対象者

放課後等デイサービス事業の利用者

2. 苦情解決の方法

(1) 苦情の受付

苦情は面談・電話・書面・メール等により、苦情受付担当者が隨時受け付けます。尚、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

(2) 苦情受付の報告、確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を、苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合は除く）に報告致します。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情を解決するための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めるることができます。尚、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

- ① 第三者委員による苦情の確認
- ② 第三者委員による解決案の調整や助言
- ③ 話し合いの結果や改善事項等の確認

(4) 愛媛県「運営適正化委員会」の紹介

事業所で解決できない苦情は、下記の委員会に申し出ることができます。

委員会名	設置場所	住所	郵便番号	電話番号
運営適正化委員会	愛媛県社会福祉協議会	松山市持田町3-8-15	790-8553	089-998-3477